

環境影響評価書案審査意見書

「南小岩七丁目駅前地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池 百合子
（公印省略）

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：南小岩七丁目地区市街地再開発準備組合

代表者：理事長 板倉 浩

所在地：東京都江戸川区西小岩一丁目 19 番 29 号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：南小岩七丁目駅前地区第一種市街地再開発事業

種 類：高層建築物の設置

3 対象事業の所在地

所在地：東京都江戸川区南小岩七丁目地内

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

工事用車両及び関連車両の走行による騒音の増加はわずかであるが、環境基準値を上回る地点があることから、走行経路や走行時間帯の分散などの環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。

【風環境】

環境保全のための措置として、防風植栽、防風壁等の設置により風環境への影響の低減を図るとしているが、計画地には JR 小岩駅や隣接地区とを繋ぐ歩行者デッキが接続されるとともに、不特定多数の人が利用する屋上広場などが整備される点にも留意し、良好な風環境を確保するよう努めること。

また、事後調査において、調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行うこと。